

第5章 バリアフリー化事業の内容とスケジュール

本基本構想は、バリアフリー法に基づき、国・地方公共団体・公共交通事業者・施設設置管理者・公安委員会・市民が、それぞれの役割と責務を果たすことによって、南吹田地区のバリアフリー化を実現していくことを前提として作成しています。

このような前提条件が整わないときには、バリアフリー整備目標や事業の実現時期が遅れることがあります。事業が円滑に進められるよう行政はもとより、それぞれの関係機関が一致協力して、必要な資金の確保や地域との合意形成にむけた理解と調整等の努力を行います。

5.1 公共交通特定事業

(1) 駅舎（おおさか東線新駅）※1

平成31年春開業予定の新駅においては、現在、駅舎は開業に向けた工事が進められており、本基本構想策定時には、新駅が完成しておらず、エレベーター、エスカレーター、視覚障がい者誘導用ブロック、幅広（車いす対応）自動改札機、多機能トイレ※2の設置が予定されています。

また、開業後に安心して誰もが利用しやすい駅を推進して行くため、設置者である大阪外環状鉄道株式会社にヒアリング調査を実施、ワークショップで出された意見を反映して頂くように要望をいたしました。

新駅開業後も引き続き、市民の皆様や新駅の利用者からの御意見に耳を傾け、誰もが利用しやすい駅を目指します。



図Ⅱ-10 新駅コンコース整備イメージ

※1) おおさか東線新駅
本基本構想策定時には駅は未開業であるため、特定旅客施設に該当しません。
駅開業時に特定旅客施設として位置づけを行います。

※2) 多機能トイレ
オストメイト（人工肛門や人工膀胱保持者）が利用しやすいように、車いす用トイレに洗浄可能な流し台等を設置したトイレ

(2) バス・バス停^{てい}

こ 項 目	ない 内 容	じ 時 期	
		2018	2020
バス ^{しゃりょう} 車両	てい ^し しょう 低床バスの導入 ^{どうにゅう}		
バス ^{てい} 停	バリアフリー化に配慮したバス停 ^{てい} の改良 ^{かいりょう}		

○整備^{せいび}内容^{ないよう}

a. 車両^{しゃりょう}

- 新規^{しんき}導入^{どうにゅう}及び代替^{だいたい}車両^{しゃりょう}は、低床^{ていしょう}バスとします。なお、車^{くるま}いす使用者^{しようしや}等^なが円滑^{えんかつ}に乗降^{じようこう}できるノンステップバスを積極^{せっきよく}的に導入^{どうにゅう}します。
- 文字^{もじ}案内^{あんない}装置^{そうち}等を設置^{せいち}したバリアフリー化^か車両^{しゃりょう}を基本^{きほん}とします。

b. バス停^{てい}

- バス停^{てい}の利用^{りよう}状^{じよう}況^{きやう}等をふまえ、バス停^{てい}に上屋^{うわや}、ベンチ^{べんち}等の設置^{せいち}に努^{つと}めます。
- 路線^{ろせん}図^ずや時刻^{じこく}表^{ひょう}等の案内^{あんない}表示^{ひょうじ}を、わかりやすくします。

5.2 道路特定事業

(1) 生活関連経路 (図Ⅱ-9参照)

項目	内容	時期	
		2018	2020
既設道路の改良	歩道の有効幅員の確保		
	段差・勾配の解消		
	バリアフリー化に配慮した路面舗装		
	車道・横断歩道等との段差・勾配の解消		
個別施設の整備改良 等	照明施設の整備		
誘導案内の整備	視覚障がい者誘導用ブロックの整備・改良		
障害物等の撤去・ 規制	啓発活動強化・取締り強化等の歩道上の迷惑自転車 駐車対策		
	交差点・横断歩道上の違法駐車対策		

○具体的な整備内容：現況の問題点をふまえ、各道路の主な整備内容を示します。

1) 南吹田17号線 (都市計画道路南吹田駅前線)

- 歩道の有効幅員確保に努めます。
- 車いす利用の利便性を高めるため、段差・勾配の解消、バリアフリー化に配慮した路面舗装の整備を行います。
- 視覚障がいのある方に安心して移動をして頂けるように視覚障がい者誘導用ブロックの整備を行います。
- 照明施設の整備に努めます。



図Ⅱ-11 南吹田17号線の現況

2) 金田大吹橋線（都市計画道路南吹田駅前線）

- 本道路は南吹田17号線と合わせ都市計画道路南吹田駅前線に指定されており、南吹田17号線と同様な整備を図っていきます。
- 歩道の有効幅員確保に努めます。
- 車いす利用の利便性を高めるため、段差・勾配の解消、バリアフリー化に配慮した路面舗装の整備を行います。
- 視覚障がいのある方に安心して移動をして頂けるように視覚障がい者誘導用ブロックの整備を行います。
- 照明施設の整備に努めます。



図Ⅱ-12 金田大吹橋線の現況

3) 穂波芳野線（都市計画道路小曾根南泉線）

- 歩道の有効幅員確保に努めます。
- 車いす利用の利便性を高めるため、段差・勾配の解消、バリアフリー化に配慮した路面舗装の整備を行います。
- 視覚障がいのある方に安心して移動をして頂けるように視覚障がい者誘導用ブロックの整備を行います。
- 照明施設の整備に努めます。



図Ⅱ-13 穂波芳野線の現況

(2) 準生活関連経路 (函Ⅱ-9参照)

項目	内容	時期	
		2018	2020以降
既設道路の改良	歩道の有効幅員の確保		
	段差・勾配の解消		
	バリアフリー化に配慮した路面舗装		
	車道・横断歩道等との段差・勾配の解消		
個別施設の整備改良等	照明施設の整備		
誘導案内の整備	視覚障がい者誘導用ブロックの整備・改良		
障害物等の撤去・規制	啓発活動強化・取締り強化等の歩道上の迷惑自転車駐車対策		
	交差点・横断歩道上の違法駐車対策		

○具体的な整備内容：現況の問題点をふまえ、各道路の主な整備内容を示します。

1) 川岸南吹田線 (都市計画道路十三高槻線)

- 新駅から吹田第六小学校西交差点までは視覚障がい者誘導用ブロックが整備されていますが、吹田第六小学校西交差点から吹田第六小学校前交差点の間は未整備となっており、引き続き視覚障がい者誘導用ブロックの整備に努力していきます。



函Ⅱ-14 川岸南吹田線の現況

2) 南吹田23号線

- 当路線の起点は穂波芳野線と接続し現在整備中の都市計画道路南吹田駅前線と接続予定であり、新駅を含む南吹田地区から市役所・阪急吹田駅等への移動ルートになると考えられるため、現在は歩道が整備されていませんが、歩行空間の確保とバリアフリー化に配慮した舗装に努めます。



図Ⅱ-15 南吹田23号線の現況

3) 南清和園川岸1号線

- 当路線は吹田第六小学校の通学路となっており、また高齢者いこいの間、吹六地区公民館が立地していますが、歩道には大きな段差があり必ずしも良好な通行環境ではありません。今後は、段差の解消、バリアフリー化に配慮した路面舗装、視覚障がい者誘導用ブロックの整備、歩道の有効幅員の確保に努めます。



Ⅱ-16 南清和園川岸1号線の現況

4) 金田大吹橋線

- 当路線は、歩道が整備されていますが、大きな段差等があり必ずしも良好な通行環境ではありません。今後は、段差の解消、バリアフリー化に配慮した路面舗装、交差点の視覚障がい者誘導用ブロックの整備に努めます。



図Ⅱ-17 金田大吹橋線の現況

5. 3 建築物特定事業

(1) 生活関連施設

現在、重点整備地区内には建築物特定事業対象施設はありません。

今後、公共施設や商業施設などが新たに建築される際には、以下の内容に従った整備に努めていきます。

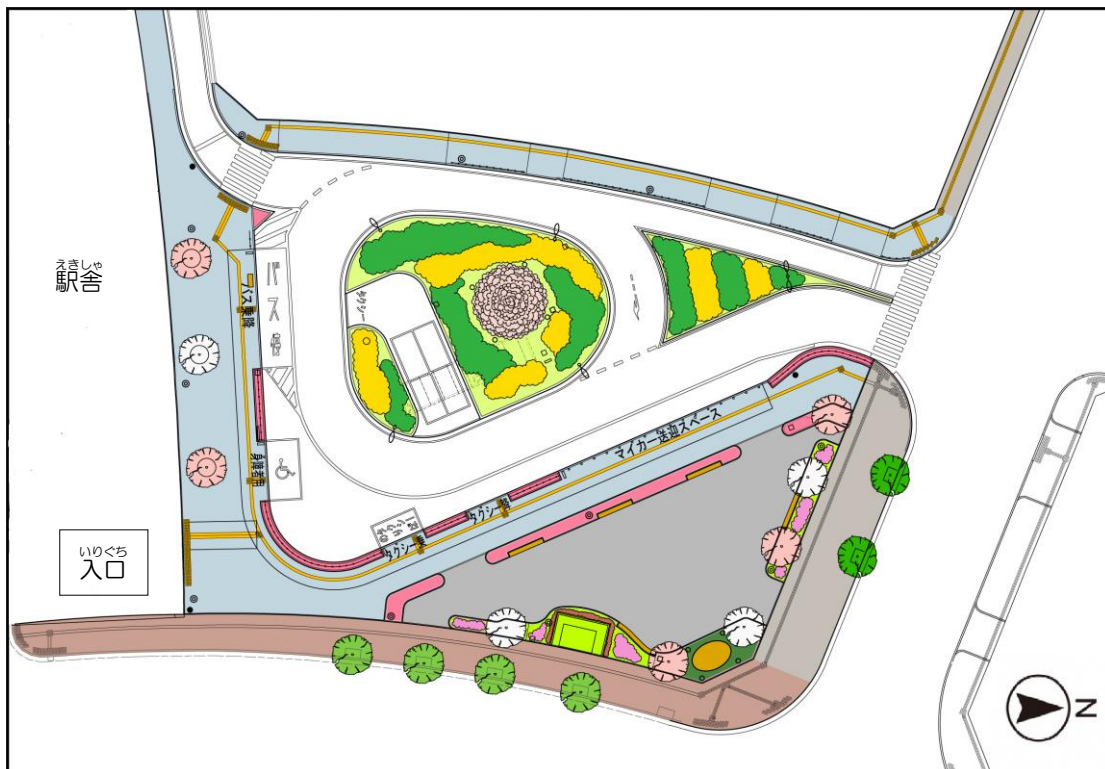
項目	内容
出入口	必要な幅の確保や、自動扉または車いす使用者が容易に開閉できる扉への整備・改良
廊下等	必要な幅の確保や滑りにくい床面への整備・改良
階段	手すり等の整備・改良
スロープ	必要な幅の確保や勾配の改善、手すり等の整備・改良
エレベーター その他の昇降機	エレベーターの整備・改良
トイレ	車いす用トイレ及びオストメイト仕様トイレを含む多機能トイレの整備・改良、段差・手すり等の整備・改良、床置き式または壁掛式の小便器（受け口の低いもの）の設置
敷地内の通路	歩行者動線に配慮した通路のバリアフリー化
駐車場	車いす使用者用駐車スペースの整備・改良
誘導情報案内施設	視覚障がい者誘導用ブロックの整備・改良
	案内表示の充実

(2) 生活関連経路（新駅駅前広場）

おおさか東線新駅の建設に伴い、新駅北側に駅前広場の整備が進められています。

駅前広場の整備にあたっては、建築物移動等円滑化基準及び道路移動等円滑化基準に適合するように、以下の整備を実施します。

項目	内容
バス停	上屋やベンチ等の整備
タクシー乗り場	車いす利用者に配慮したフラット整備
誘導情報案内施設	視覚障がい者誘導用ブロックの整備
	案内表示の充実（音声案内板の設置）



図Ⅱ-18 駅前広場の整備イメージ

※整備イメージは、現段階でのイメージであり、今後変更となる可能性があります。

※この駅前広場の整備により、おおさか東線新駅から公道を経由して、各生活関連施設までの移動等円滑化された経路が確保されます。

5. 4 交通安全特定事業

項目	内容	時期	
		2018	2020
信号機	信号機の整備・改良		
横断歩道	横断歩道の設置		

○整備内容

a. 信号機

- 安全に横断できる歩行者用青信号の時間の調整に努めます。
- 新駅開業後に歩行者や自動車の利用状況等をふまえ、地域住民との協議を行い、音響信号機や、高齢者等感应式信号機等の設置の必要性について検討します。
- 生活関連経路上の信号機については、歩行者の安全な横断に配慮した歩行者用信号灯器の設置を検討します。

b. 横断歩道

- 生活関連経路上で、横断歩道の設置を必要とする箇所の検討を行い、整備に努めます。